

令和3年2月

奈良県警察交番・駐在所最適化指針

奈良県警察本部

奈良県警察交番・駐在所最適化指針

第1	奈良県警察交番・駐在所最適化指針の策定に至る経緯	1 頁
第2	奈良県警察交番・駐在所最適化指針	1 頁
1	問題点	
2	最適化指針を策定する理由	
3	目的	
4	方針	
5	交番・駐在所の設置基準	
6	交番・駐在所の最適化の推進	
第3	奈良県警察が今後推進する事項	5 頁
1	ファシリティ・マネジメントの視点に立った施設の保有・維持	
2	管轄区域や人員等の見直し	
3	重層的な治安対策の推進	
4	交番・駐在所の高機能化	
5	不断の見直し	
別添1	交番・駐在所の最適化状況（おおむね5年間）	7 頁
別添2	交番・駐在所配置図	9 頁

奈良県警察交番・駐在所最適化指針

第1 奈良県警察交番・駐在所最適化指針の策定に至る経緯

県警察では、事件・事故の発生状況、地域住民の意見・要望等を踏まえた交番機能の強化に努めていますが、交番・駐在所の配置場所や配置数は、人口や街頭犯罪等が増加傾向にあった平成10年頃までの社会情勢や治安情勢をベースに策定され、おおむねその配置状況で現在まで至っています。

その後、奈良県では、社会情勢や治安情勢が大きく変化してきました。

県警察では、時代の変化に対応し、治安を維持するため、様々な対策を講じてきましたが、警察力には限りがあります。

この限られた警察力の中で、今後、社会情勢や治安情勢の変化に適切に対応し、「日本一安全で安心して暮らせる奈良」を実現するため、「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」を策定しました。

第2 奈良県警察交番・駐在所最適化指針

1 問題点

地域の安全を守るためには、別掲する交番・駐在所の在り方、奈良県をめぐる各種の情勢の変化、県警察におけるこれまでの取組等を踏まえ、次に掲げる問題点に適切に対処していく必要があります。

(1) 警察施設の老朽化

現在、県内には、69施設の交番と107施設の駐在所がありますが、そのうち、交番は23施設、駐在所は53施設が耐用年数^{*1}を経過しています。

このうち、耐震性に問題があるとされる昭和56年6月以前の構造基準で設計・建築された交番11施設、駐在所30施設の合計41施設の耐震診断を実施したところ、交番・駐在所24施設が、震度6強程度の地震が発生した場合に、「倒壊する可能性がある」、「倒壊する可能性が高い」と診断されています^{*2}。

交番・駐在所は、地域住民の安全・安心のよりどころであることから、特に、施設の耐震性についての問題を早期に解消する必要があります。

これらを含めて耐用年数を超過した施設が多数あることから、計画的な対処が必要ですが、老朽化している多数の交番・駐在所を保有・維持していくに当たっては、ファシリティ・マネジメント (Facility Management) という手法、つまり、警察施設を最適な状態 (コスト最少、効果最大) で

*1 奈良県総務部長通知「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について」別表で、耐用年数は、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造70年と定められています。

*2 奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県有施設営繕課「県有建築物に係る耐震化の状況」

保有・維持していくことが求められています*3。

(2) 事件や事故等への迅速的確な対応

ストーカー・DV、高齢者虐待、児童虐待等の人身安全関連事案や特殊詐欺事件等の新たな犯罪に対応するためには、犯罪の発生場所に複数の警察官を現場急行させたり、複数の発生場所に警察官を臨場させることが必要になってきます。

また、交番等勤務員に対する襲撃事件が相次いで発生していることから、県民を守るべき警察官等の安全を確保するため、勤務員は複数で勤務することが求められています。

(3) 夜間時間帯における事案への適切な対応

県警察への110番通報件数については、午後6時から翌日午前8時までの間（以下「夜間時間帯」といいます。）の件数とそれ以外の時間帯（以下「昼間時間帯」といいます。）の件数を比較した際、大きな違いはありませんが、生活形態の多様化等を受け、けんか口論事案など夜間に複数の勤務員で対応すべき事案が発生しており、24時間警戒体制を確立することが求められています。

(4) 地域警察に係る警察力の適正な配置

これまで、県警察では、対処すべき事象や時々の情勢に応じて、限られた警察力を配分して、治安の維持に努めてきました。

今後も、社会の急速な変化に適応し、ストーカー事案や児童虐待、特殊詐欺、サイバー犯罪等、新たに生じ、又は変容する治安上の課題に適切に対応していく必要がありますが、そのためには、警察力を適正に配分するなどして、その力を最大限に発揮していくことが重要となります。

交番・駐在所の勤務員は、パトロールなどの街頭活動、各種届出や相談の受理業務等、地域の実態に即した様々な活動を行っていますが、これに加えて、管内で前述のような事案が発生した場合における現場での初動対応等、様々な警察事象に即応する活動も行っています。

県警察において、県民の方々に対して実施しているアンケートでは、「交番・駐在所の活動に望むこと」の1位と2位は、「いつも交番・駐在所にいてほしい」、「いつもパトロールをしてほしい」であり、これはこの5年間、同じ結果となっていることから、警察官が交番・駐在所に常駐する一方で、常時パトロールもしてほしいと望んでいることが分かります。

これらの要望に応え、地域の安全を守り続けていくためには、交番等勤務員や施設といった地域警察に係る警察力を適正に配置していく必要があります。

*3 奈良県総務部行政経営課（現：ファシリティマネジメント室）において、平成25年1月に、「奈良県ファシリティマネジメント基本方針」を策定し、県有資産（建物・土地）の総量最適化、有効活用、長寿命化に取り組み、効率的・効果的な行財政運営を進めることにより、県財政の一層の健全化を目指しています。

2 最適化指針を策定する理由

社会の変化に対応しながら治安を維持していくためには、人口や、事件・事故の発生状況等の治安情勢に応じて、適切に交番・駐在所を配置するとともに、これに見合う数の地域警察官を勤務させることが必要になります。

県警察では、これまでも人口や街頭犯罪の増加、郊外化の進展等、様々な社会情勢と治安情勢の変化を踏まえ、交番・駐在所の増設や統廃合等、その配置について必要の都度、見直しを図り、治安の維持に努めてきました。

他方で、時代の変化とともに、道路環境が整備され、移動時間が大幅に短縮される一方、大きな社会問題として顕在化した少子高齢化等への対応がより一層求められています。

加えて、過去に建設された交番・駐在所がこれから大量に老朽化する中で、財政は、今後の人口減少や少子化等も相まって、厳しい状況が続くことが見込まれているため、限られた予算で最大限の効果をあげるよう、施設を整備していかなければなりません。

このような状況に鑑みて、県警察では、交番・駐在所の最適な配置を検討するに際して最適化指針を策定し、現在の施設を有効活用しながら、長期的視点をもって交番・駐在所の更新、統廃合等を計画的に行うとともに、地域警察官等を適切に配置することにより、県下全域における治安の維持・向上を図っていきます。

3 目的

社会や治安情勢の変化に適切に対応するため、交番・駐在所の配置について最適化を図り、地域警察官がより柔軟かつ重層的に活動することにより、奈良県内の治安水準を維持・向上させます。

4 方針

- 交番・駐在所の配置は、地域警察官の業務負担を考慮し、地域の実態に即したものとします。
- 交番・駐在所については、自治体ごとに最低1施設を設置します。
- 施設の改修は、新築にこだわらず、改築や公共・民間施設の活用等についても、幅広く検討します。
- ファシリティ・マネジメントの視点に立った施設の管理・運用を行います。
- 交番・駐在所の配置については、社会情勢や治安情勢に応じて、随時見直していきます。

5 交番・駐在所の設置基準

(1) 都市部の地域と都市部以外の地域の分割

地域警察の運営や基本を定める地域警察運営規則^{*4}第15条第2項では、「交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に

*4 地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）

設けるものとする」と規定しています。

都市部の地域と都市部以外の地域について明確な基準は設けられていませんが、県警察では、奈良市の一部、天理市の一部、五條市、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）を「都市部以外の地域」、それ以外の地域を「都市部の地域」に分けた上で、検討していきます。

(2) 交番の設置促進と交番・駐在所の併存

県警察において、都市部の地域については、夜間時間帯等における対応や、複数の勤務員による24時間態勢での対応が可能となる交番の設置を推進します。

また、都市部以外の地域については、従来と同様に交番を存置させるほか、主に昼間時間帯に、勤務員が単独で地域警察活動を行う駐在所を併存させます。

(3) 推進事項

ア 都市部の地域

駐在所については、耐用年数を考慮した上で、原則として交番に統合します。

また、交番については、耐用年数を考慮した上で、地域の特性や治安情勢、現在及び将来の管内人口をみながら、交番の統合等を検討します。

イ 都市部以外の地域

交番・駐在所は、耐用年数を考慮した上で、地域の特性や治安情勢、現在及び将来の管内人口をみながら、隣接する交番・駐在所との統合を検討します。

この場合、警察署又は警察庁舎（以下単に「警察署」といいます。）からの距離を考慮して、交番・駐在所の存続も検討します。

ウ 指標について

県警察では、県内の治安水準の均衡を確保するという観点から、人口や面積、事件又は事故の発生状況等を総合的に加味した上で、交番・駐在所の配置を検討する際の主な指標を、「管内人口」と「警察署からの距離」の2つとしました。

1番目に掲げる「管内人口」についてですが、現在の治安水準を維持するためには、警察力の適切な配分が必要となります。

このため、交番・駐在所で勤務する地域警察官1人当たりが受け持つ人口が、現在の平均より著しく少なくなる場合は、他の交番や駐在所と統合することにより、機動力を活かして、より広い地域をカバーすることとします。

2番目に掲げる「警察署からの距離」についてですが、交番・駐在所の管内で、複数の警察官の対応が必要となる事案が発生した場合は、警察署からの応援が必要となります。

このような場合、警察署からの現場臨場に時間を要すれば、初動対応に支障を生ずることとなります。

このため、警察署から警察官が現場臨場した場合における時間を考慮し、これに呼応する警察署からの距離について指標とすることにより、初動対応を含めた各種事案に対応していきます。

6 交番・駐在所の最適化の推進

県警察では、現在、176施設ある交番・駐在所を、今後5年を目途に別添1のとおり最適化を推進し、134施設とする予定です。

最適化の過程においては、施設を統廃合するだけでなく、管内人口や治安情勢を勘案しながら、単独勤務の駐在所から、警察官が複数で勤務する交番に変更することも検討していきます。

第3 奈良県警察が今後推進する事項

1 ファシリティ・マネジメントの視点に立った施設の保有・維持

交番・駐在所の建設に際しては、整備計画を策定して計画的に行うとともに、複数施設を同時に発注するなどの発注方法の見直しや、建物の仕様の統一等により、建設費を節減します。

また、長寿命化による長期にわたる建物の維持・管理を見据え、ライフサイクルコストの縮減を意識した設計・整備計画とするなど、限られた予算を効率的に執行していきます。

2 管轄区域や人員等の見直し

交番・駐在所の最適化に伴い、管轄区域や配置人員等についても見直しを実施し、交番・駐在所への常駐とパトロールの両立という県民の要望に添った活動を展開することができる体制を構築していきます。

特に、広域化に対応するため、車両の増強に努め、パトロール等の街頭活動を強化するとともに、移動交番車の導入についても検討します。

3 重層的な治安対策の推進

交番・駐在所を統合した地域については、管内が従来より広域にわたることから、交番・駐在所勤務員による警らに加えて、警察本部の勤務員による警戒や警ら等を通じて、重層的に犯罪抑止や交通事故防止対策を講じていきます。

4 交番・駐在所の高機能化

交番・駐在所を建設する際は、防犯カメラの設置等、セキュリティを強化するとともに、ネットワークの配備により業務の効率化を図るほか、ユニバーサルデザインの導入により、来訪される方の利便性を向上させるなど、交番・駐在所の高機能化を図ります。

5 不断の見直し

県警察では、この指針に従い、交番・駐在所の最適化を図りますが、今後も、奈良県における社会情勢は絶えず変化し、それに伴い、治安を維持するための課題も発生すると考えられます。

県警察では、治安を維持・向上させるため、交番・駐在所の在り方のみならず、県警察の在り方について不断に見直しを行い、「日本一安全で安心して暮らせる奈良」を実現していきます。

交番・駐在所の最適化（おおむね5年間）

奈良警察署

- 尼辻交番と佐紀駐在所を統合
- 古市南駐在所と帯解駐在所を統合し、交番化

生駒警察署

- 近鉄生駒駅前交番、湯船駐在所と門前駐在所を統合
- 小瀬交番と萩の台駐在所を統合
- 生駒台駐在所を交番化

郡山警察署

- 郡山駅前交番、横田駐在所と美濃庄駐在所を統合
- 泉原交番と矢田駐在所を統合

西和警察署

- 斑鳩交番と法隆寺駐在所を統合
- 平群交番と平群北駐在所を統合
- 安堵駐在所を交番化
- 三郷駅前交番と勢野駐在所を統合

天理警察署

- 佐保庄駐在所、長柄駐在所と柳本駐在所を統合し、交番化
- 鍵駐在所、大木駐在所と宮古駐在所を統合し、交番化

桜井警察署

- 朝倉台交番と初瀬駐在所を統合
- 大宇陀幹部交番と内原駐在所を統合
- 古市場駐在所と松井駐在所を統合
- 大野駐在所と室生駐在所を統合

橿原警察署

- 岡駐在所、越駐在所と五条野駐在所を統合し、交番化
- 下土佐駐在所、車木駐在所と市尾駐在所を統合し、交番化
- 橿原神宮前交番と畝傍御陵前駐在所を統合
- 白橿交番と見瀬駐在所を統合

高田警察署

- 近鉄高田駅前交番と陵西駐在所を統合
- 片塩交番と奥田駐在所を統合
- 新庄交番と忍海駐在所を統合
- 掖上駐在所、葛駐在所と室駐在所を統合し、交番化
- 櫛羅駐在所、名柄駐在所と葛城駐在所を統合し、交番化
- 近鉄御所駅前交番を署所在地に

香芝警察署

- 広陵交番と箸尾駐在所を統合
- 関屋駐在所を交番化

五條警察署

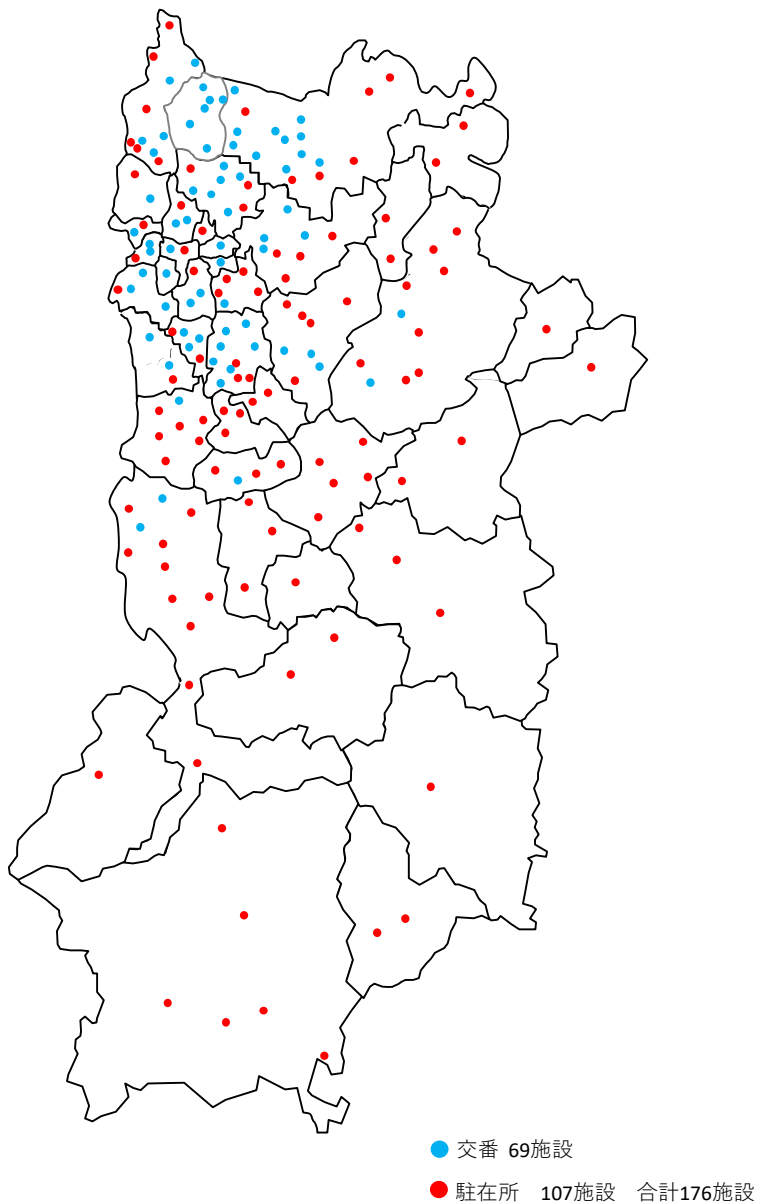
- 住川交番と西阿田駐在所を統合
- 阪本駐在所と宇井駐在所を統合
- 新町交番と牧野駐在所を統合
- 野原駐在所、阪合部駐在所と丹原駐在所を統合し、交番化

吉野警察署

- 秋野駐在所と丹生駐在所を統合
- 竜門駐在所と宮滝駐在所を統合
- 迫駐在所と大滝駐在所を統合

※ 最適化案については、令和3年2月時点のものであり、内容については、新しい施設の設置場所を含めて、見直しにより変更する可能性があります。

交番・駐在所配置図（現状）



交番・駐在所配置図（5年後）

